

第2号議案

教育職員免許に関する規則の一部改正について

京都府教育委員会基本規則第17条第1項第9号の規定により、別紙のとおり提出します。

平成31年2月5日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

以下により所要の改正を行うものである。

- (1) 新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」が制度化されたことに伴い、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の一部が改正されたため。
- (2) 教育職員免許状を取得するために、大学の教職課程において、修得すべき科目の区分について、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の一部が改正されたため。
- (3) 教育職員免許状の申請書の様式を改めることにより、教員免許更新制度導入前（平成21年3月31日以前）に教育職員免許状を取得した「旧免許状」所持者であるか否かを明確にし、円滑な事務処理を行うため。

## 教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正の理由

以下により、所要の改正を行う。

- (1) 新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」が制度化されたことに伴い、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の一部が改正されたため。
- (2) 教育職員免許状の取得のために、大学の教職課程において、修得すべき科目の区分について、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の一部が改正されたため。
- (3) 教育職員免許状の申請書の様式を改めることにより、教員免許更新制度導入前（平成21年3月31日以前）に教育職員免許状を取得した「旧免許状」所持者であるか否かを明確にし、円滑な事務処理を行うため。

### 2 改正の内容

- (1) 「専門職大学」の前期課程を修了又は「専門職短期大学」を卒業し、「短期大学士（専門職）」の学位を授与された者について、教育職員免許法の改正により、高等学校の助教諭の臨時免許状の授与の該当者として、追加されたことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 教育職員免許法施行規則の改正により、教育職員免許状の取得のために、大学の教職課程において、修得すべき科目の区分について、別紙「教育職員免許状取得のために、大学の教職課程において修得すべき科目の区分」のとおり改められたことに伴い、所要の改正を行う。

＜例：教育職員免許に関する規則第18条の場合＞

改正前	改正後
教科に関する科目	＜幼稚園教諭の場合＞ 領域に関する専門的事項に関する科目 ＜小・中・高等学校教諭の場合＞ 教科に関する専門的事項に関する科目
教職に関する科目	＜幼稚園教諭の場合＞ 保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 ＜小・中・高等学校教諭の場合＞ 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
教科又は教職に関する科目	大学が独自に設定する科目

- (3) 教員免許更新制度導入前（平成21年3月31日以前）に教育職員免許状を取得した「旧免許状」所持者であるか否かを、従来よりも明確にするため、教育職員免許状の申請書の様式において、申請者が既に所持している教育職員免許状を具体的に記載する「有する教育職員免許状」欄を設ける。

### 3 施行期日

平成31年4月1日

(別紙)

**教育職員免許状取得のために、大学の教職課程において修得すべき科目の区分**

●教育職員免許法における科目の区分（3科目→1科目に大括化）

改正前	改正後
①教科／養護／栄養に係る教育に関する科目	①教科／養護／栄養に係る教育及び教職に関する科目
②教職に関する科目	
③教科／養護／栄養に係る教育又は教職に関する科目	

●教育職員免許法施行規則における科目の区分（8科目→5科目に大括化）  
【教諭免許状の場合】

改正前	改正後
①教科に関する科目	①教科（領域）及び教科（保育内容）の指導法に関する科目 ※領域とは、幼稚園教育要領に定める領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）
<教職に関する科目> ②教職の意義等に関する科目 ③教育の基礎理論に関する科目 ④教育課程及び指導法に関する科目 ⑤生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ⑥教育実習 ⑦教職実践演習	教科（領域）に関する専門的事項に関する科目 <旧教科に関する科目> 教科（保育内容）の指導法に関する科目 <旧教職に関する科目>
⑧教科又は教職に関する科目	⑤大学が独自に設定する科目

【養護教諭・栄養教諭免許状の場合】

改正前	改正後
①養護／栄養に係る教育に関する科目	①養護／栄養に係る教育に関する科目
<p>&lt;教職に関する科目&gt;</p> ②教職の意義等に関する科目 ③教育の基礎的理解に関する科目 ④教育課程に関する科目 ⑤生徒指導及び教育相談に関する科目 ⑥養護／栄養実習 ⑦教職実践演習	②教育の基礎的理解に関する科目 ③道徳、総合的な学習の時間の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ④教育実践に関する科目 ※②～④を「 <u>養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</u> 」という。
⑧ <u>養護／栄養教諭の教育又は教職に関する科目</u>	⑤ <u>大学が独自に設定する科目</u>

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 月 日

京都府教育委員会  
教育長 橋本 幸三

京都府教育委員会規則第 号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（昭和49年京都府教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「学位」の右に「(学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）又は同条第6項に規定する文部科学大臣が定める学位を含む。）」を加える。

第18条第1項の表中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
4	20	6
4	18	5
3	16	5
3	14	4
2	13	4
2	11	3
1	9	3

1	7	2	
5	30		
4	27		
4	24		
3	21		
3	18		
2	15		
2	12		
1	9		
4	21		5
4	19		5
3	17	4	
3	15	4	
2	13	3	
2	11	3	
1	9	2	
1	7	2	
4	29	2	
4	26	2	
3	23	2	

を

3	20	2
2	17	1
2	14	1
1	11	1
1	8	1
10	16	4
9	14	4
8	13	3
7	11	3
6	10	3
5	8	3
4	7	2
3	5	2
10	21	4
9	19	4
8	17	3
7	15	3
6	12	2
5	10	2
4	8	1

3	6	1
10	12	8
9	11	7
8	10	7
7	9	6
6	7	5
5	6	4
4	5	4
3	4	3

領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
4	/	20	/	6
4		18		5
3		16		5
3		14		4
2		13		4
2		11		3



1		9		3
1		7		2
5		30		
4		27		
4		24		
3		21		
3		18		
2		15		
2		12		
1		9		
	4		21	5
	4		19	5
	3		17	4
	3		15	4
	2		13	3
	2		11	3
	1		9	2
	1		7	2
	4		29	2
	4		26	2

	3		23	2
	3		20	2
	2		17	1
	2		14	1
	1		11	1
	1		8	1
	10		16	4
	9		14	4
	8		13	3
	7		11	3
	6		10	3
	5		8	3
	4		7	2
	3		5	2
	10		21	4
	9		19	4
	8		17	3
	7		15	3
	6		12	2
	5		10	2

に改め、

	4		8	1
	3		6	1
	10		12	8
	9		11	7
	8		10	7
	7		9	6
	6		7	5
	5		6	4
	4		5	4
	3		4	3

同条第2項の表中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
2	12	6
2	10	5
1	9	3
1	7	2
2	13	5
2	11	4
1	9	3

1	7	2
6	10	4
5	8	3
4	7	3
3	5	2
5	7	8
4	6	6
4	5	5
3	4	3

を

領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
2	/	12	/	6
2		10		5
1		9		3
1		7		2
	2		13	5
	2		11	4

に改め、

/	1	/	9	3
	1		7	2
/	6	/	10	4
	5		8	3
	4		7	3
	3		5	2
/	5	/	7	8
	4		6	6
	4		5	5
	3		4	3

同条第3項の表中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
----------	----------	--------------

を

教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
-------------------	-----------------------------------	--------------

に改める。

第19条の表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。

第20条の表中

教職に関する科目	養護又は教職に関する科目
----------	--------------

を

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
---------------------------	--------------

に改める。

第20条の2中「に適用」を「の適用」に改め、同条の表中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。

第20条の3の表中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
	3	
	10	
	7	
	9	
	6	
7	4	
5	3	
5	2	
	3	3
	3	2
	3	6
	2	4

を

教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	大学が独自に設定する科目
	3			
		7	3	
		5	2	
		7	2	
		5	1	
7		2	2	
5		1	2	
5		1	1	
		1	2	3
		1	2	2
		1	2	6
		1	1	4

に改める。

第21条第1号の表及び第2号の表中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
----------	----------	--------------

を

教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	大学が独自に設定する科目
-------------------	----------------------------------	--------------

に改める。

等

第25条中「附則第12項」を「附則第11項」に改める。

別記第1号様式中「はって」を「貼って」に、「平成21年3月31日以前に授与された有効な免許状（臨時免許状を除く。）の有無（有・無）」を「有する教育職員免許状（臨時免許状を除く。）」

免許状の種類	教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者

に改める。

別記第7号様式中「はって」を「貼って」に、

免許状の種類	
--------	--

を

免許状の種類	教諭	免許状
--------	----	-----

に改め、

「経由」を

「経由

有する教育職員免許状（臨時免許状を除く。）

免許状の種類	教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者




に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の教育職員免許に関する規則別記様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の教育職員免許に関する規則別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

【附則参考】

附 則(平成28年教委規則第2号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の教育職員免許に関する規則別記様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の教育職員免許に関する規則別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

教育職員免許に関する規則（昭和49年京都市教育委員会規則第2号）新旧対照表

現 行	改正案	備 考
<p>(高等学校の助教諭の臨時免許状)</p> <p>第12条 高等学校の助教諭の臨時免許状（看護実習等の実習を担当する助教諭の臨時免許状を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、検定に合格したものに授与する。</p> <p>(1) 短期大学の学位</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>又は准学士の称号を有する者</p> <p>(2) ～ (3) [略]</p>	<p>(高等学校の助教諭の臨時免許状)</p> <p>第12条 高等学校の助教諭の臨時免許状（看護実習等の実習を担当する助教諭の臨時免許状を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、検定に合格したものに授与する。</p> <p>(1) 短期大学の学位（学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）又は同条第6項に規定する文部科学大臣が定める学位を含む。）又は准学士の称号を有する者</p> <p>(2) ～ (3) [略]</p>	<p>学校教育法の一部改正に伴い、大学制度の中に、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として「専門職大学」及び「専門職短期大学」が制度化されたため。</p>
<p>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）※改正後の規定</p> <p>(授与)</p> <p>第五条 普通免許状は、別表第一若しくは第二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において … 以下略</p> <p>6 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、<u>高等学校助教諭の臨時免許状</u>は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。</p> <p>一 短期大学の学位（学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）又は同条第6項に規定する文部科学大臣が定める学位を含む。）又は准学士の称号を有する者</p>	<p>【学校教育法第104条】 ※改正後の規定</p> <p>第2項 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより専門職大学を卒業した者（第87条の2第1項の規定によりその課程を前期課程及び後期課程に区分している専門職大学にあつては、<u>前期課程を修了した者</u>を含む。）に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。</p> <p>第6項 専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、<u>専門職短期大学を卒業した者</u>に対して、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。</p>	

教育職員免許に関する規則（昭和49年京都市教育委員会規則第2号）新旧対照表

現 行

改正案

備考

(通減する単位の修得方法)  
第18条 免許法別表第3の規定により1種免許状又は2種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第7号の規定の適用を受けらるるものの単位の修得方法は、次の表のとおりとする。

(通減する単位の修得方法)  
第18条 免許法別表第3の規定により1種免許状又は2種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第7号の規定の適用を受けらるるものの単位の修得方法は、次の表のとおりとする。

けうす免状種 受よとる許の類	在年	職数	最低修得単位数	左欄の単位数に含まれなければならない科目の単位数		
				教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
稚教1免状 幼稚園論種許	5	4	45	4	20	6
	6	4	40	4	18	5
	7	3	35	3	16	5
	8	3	30	3	14	4
	9	2	25	2	13	4
	10	2	20	2	11	3
	11	1	15	1	9	3
	12	1	10	1	7	2
	6	5	45	5	30	
	7	4	40	4	27	

けうす免状種 受よとる許の類	在年	職数	最低修得単位数	左欄の単位数に含まれなければならない科目の単位数			
				領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指運法に関する科目又は教育論の基礎に関する科目等	各教科の指運法に関する科目又は教育論の基礎に関する科目等
稚教1免状 幼稚園論種許	5	4	45	4	20	6	6
	6	4	40	4	18	5	5
	7	3	35	3	16	5	5
	8	3	30	3	14	4	4
	9	2	25	2	13	4	4
	10	2	20	2	11	3	3
	11	1	15	1	9	3	3
	12	1	10	1	7	2	2
	6	5	45	5	30		
	7	4	40	4	27		

正に伴い、教育職員免許法の施行規則の一部改正に、取得に、職課程において、修内らお得すが改たため。



中学教1免状 校論種許	13	10	1	8	1	
	5	45	10	16	4	
	6	40	9	14	4	
	7	35	8	13	3	
	8	30	7	11	3	
	9	25	6	10	3	
	10	20	5	8	3	
	11	15	4	7	2	
	12	10	3	5	2	
	6	45	10	21	4	
	7	40	9	19	4	
	8	35	8	17	3	
中学教2免状 校論種許	9	30	7	15	3	
	10	25	6	12	2	
	11	20	5	10	2	
	12	15	4	8	1	
	13	10	3	6	1	
	5	45	10	12	8	
	6	40	9	11	7	
	7	35	8	10	7	
	高等学校論種許 教1免状	13	10	3	6	1
		5	45	10	12	8
		6	40	9	11	7
		7	35	8	10	7
13		10	3	6	1	
5		45	10	12	8	
6		40	9	11	7	
7		35	8	10	7	
13		10	3	6	1	
5		45	10	12	8	
6		40	9	11	7	
7		35	8	10	7	

8	30	7	9	6
9	25	6	7	5
10	20	5	6	4
11	15	4	5	4
12	10	3	4	3

2 免許法施行規則第111条の表備考第3号又は第4号の規定の適用を受け、免許法別表第3の規定により1種免許状の授与を受けるもの単位をうとずる者の修得方法は、次の表のとおりとする。

よす許種 けと免の うとる 状類	在職年	最低修得単数	左欄の単位数に含まれなければならない科目の単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
幼稚園1種免許状	3	25	2		6
	4	20	2		5
	5	15	1		3
	6	10	1		2
	3	25	2	13	5
	4	20	2	11	4

8	30	7	9	6
9	25	6	7	5
10	20	5	6	4
11	15	4	5	4
12	10	3	4	3

2 免許法施行規則第111条の表備考第3号又は第4号の規定の適用を受け、免許法別表第3の規定により1種免許状の授与を受けるもの単位をうとずる者の修得方法は、次の表のとおりとする。

けうす免状種 受よとる許の類	在職年	最低修得単数	左欄の単位数に含まれなければならない科目の単位数			
			領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保畜内容の指導演論の基礎に関する科目又は教育の基礎に関する科目等	各教科の指導演論の基礎に関する科目又は教育の基礎に関する科目等
幼稚園1種免許状	3	25	2		12	6
	4	20	2		10	5
	5	15	1		9	3
	6	10	1		7	2
	3	25	2	2		13
	4	20	2	2		11

	5	15	1	9	3
中学校論免状	6	10	1	7	2
中学校論免状	3	25	6	10	4
中学校論免状	4	20	5	8	3
中学校論免状	5	15	4	7	3
中学校論免状	6	10	3	5	2
高等学校論免状	3	25	5	7	8
高等学校論免状	4	20	4	6	6
高等学校論免状	5	15	4	5	5
高等学校論免状	6	10	3	4	3

3 昭和29年改正法附則第8項の規定の適用を受け、免許法別表第3の規定により1種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第7号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表のとおりとする。

受けとる免許の種類	在職年	最低修得単位数	左欄の単位数に含まれない科目の単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
			20	24	16
高等学校論免状	10	90	20	24	16
	11	85	19	23	15
	12	80	18	21	14

許状	5	15	1	9	3						
						中学校論免状	6	10	1	7	2
中学校論免状	4	20	5	8	3						
						中学校論免状	5	15	4	7	3
高等学校論免状	3	25	5	7	8						
						高等学校論免状	4	20	4	6	6
高等学校論免状	6	10	3	4	3						

3 昭和29年改正法附則第8項の規定の適用を受け、免許法別表第3の規定により1種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第7号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表のとおりとする。

受けとる免許の種類	在職年	最低修得単位数	左欄の単位数に含まれない科目の単位数		
			教科に関する西的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
			20	24	16
高等学校論免状	10	90	20	24	16
	11	85	19	23	15
	12	80	18	21	14

13	75	17	20	14
14	70	16	19	13
15	65	15	18	12
16	60	14	16	11
17	55	13	15	10
18	50	12	14	10
19	45	10	13	9
20	40	9	11	8
21	35	8	10	7
22	30	7	9	6
23	25	6	8	5
24	20	5	6	5
25	15	4	5	4
26	10	3	4	3

13	75	17	20	14
14	70	16	19	13
15	65	15	18	12
16	60	14	16	11
17	55	13	15	10
18	50	12	14	10
19	45	10	13	9
20	40	9	11	8
21	35	8	10	7
22	30	7	9	6
23	25	6	8	5
24	20	5	6	5
25	15	4	5	4
26	10	3	4	3



教育職員免許に関する規則（昭和49年京都市教育委員会規則第2号）新旧対照表

現 行		改正案		備考
<p>第19条 免許法別表第5の規定により、中学校の職業実習について の1種免許状又は2種免許状の授与を受けようとする者で、同表 備考第3号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の 表のとおりとする。</p>				
受けと免の 状の 種類	在 年 数	最 低 修 単 位 数	左欄の単位数に含まれなければならない科目の単	
			教科に関する科目	教職に関する科目
中学校1 教職免許 状（職 業実習）	3	15	10	5
	4	10	5	5
中学校2 教職免許 状（職 業実習）	6	20	10	10
	7	15	8	7
	8	10	5	5
<p>第19条 免許法別表第5の規定により、中学校の職業実習について の1種免許状又は2種免許状の授与を受けようとする者で、同表 備考第3号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の 表のとおりとする。</p>				
受けと免の 状の 種類	在 年 数	最 低 修 単 位 数	左欄の単位数に含まれなければならない科目の単	
			教科に関する科目	教職に関する科目
中学校1 教職免許 状（職 業実習）	3	15	10	5
	4	10	5	5
中学校2 教職免許 状（職 業実習）	6	20	10	10
	7	15	8	7
	8	10	5	5
<p>教育職員免許法の施行規則の改正に伴い、大学の教職課程に修得すべき内容が改められたため。</p>				

教育職員免許に関する規則（昭和49年京都市教育委員会規則第2号）新旧対照表

現 行		改正案				備考
<p>第20条 免許法別表第6の規定により、養護教諭の1種免許状又は2種免許状の授与を受けようとする者で、同法別表第3備考第7号の規定の適用を受けるもの単位の修得方法は、次の表のとおりとする。</p>						
受けとる免許の種類	在年	職数	最低修得単位数	左欄の単位数に含まれなければならない科目の単位数		
				養護に関する科目	教諭に関する科目	養護又は教諭に関する科目
養護教諭1種免許状	3	3	20	8	6	2
	4	4	15	7	5	1
	5	5	10	6	4	
養護教諭2種免許状	6	6	30	14	8	2
	7	7	25	12	7	2
	8	8	20	10	6	1
	9	9	15	8	5	1
	10	10	10	6	4	

教育職員免許法施行規則の一部改正に伴い、状取得のため、大学の課程に、職課程に修得すべき内容が改められたため。

教育職員免許に関する規則（昭和49年京都市教育委員会規則第2号）新旧対照表

現 行		改正案		備考
<p>第20条の2 免許法別表第6の2の規定により、<u>栄養教諭の1種免許状の授与を受けようとする者で、同法別表第3備考第7号の規定に適用を受けるもの</u>の単位の修得方法は、次の表のとおりとする。</p>		<p>第20条の2 免許法別表第6の2の規定により、<u>栄養教諭の1種免許状の授与を受けようとする者で、同法別表第3備考第7号の規定に適用を受けるもの</u>の単位の修得方法は、次の表のとおりとする。</p>		<p>教育職員免許法の施行規則の一部改正に伴い、<u>栄養教諭の1種免許状の取得に、大学の教職課程に修得すべき内容が改められたため。</u></p>
<p>よす許の免状類</p>	<p>栄養教諭1種免許状</p>	<p>栄養教諭1種免許状</p>	<p>栄養教諭1種免許状</p>	
<p>在年</p>	<p>3</p>	<p>3</p>	<p>3</p>	
<p>職数</p>	<p>4</p>	<p>4</p>	<p>4</p>	
<p>最低修得単位数</p>	<p>40</p>	<p>40</p>	<p>40</p>	
<p>左欄の単位数に含まれなければならない科目の単位数</p>	<p>32</p>	<p>32</p>	<p>32</p>	<p>左欄の単位数に含まれなければならない科目の単位数</p>
<p>栄養士学校 管理栄養士学校 指定規則（昭和41年文部省厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係る科目</p>	<p>18</p>	<p>18</p>	<p>18</p>	<p>栄養士学校 管理栄養士学校 指定規則（昭和41年文部省厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係る科目</p>
<p>栄養に係る科目</p>	<p>2</p>	<p>2</p>	<p>2</p>	<p>栄養に係る科目</p>
<p>教職に関する科目</p>	<p>5</p>	<p>5</p>	<p>5</p>	<p>業論・栄養教諭の基礎的理に關する科目等</p>
<p>栄養教諭1種免許状</p>	<p>6</p>	<p>6</p>	<p>6</p>	<p>栄養教諭1種免許状</p>
<p>栄養教諭1種免許状</p>	<p>7</p>	<p>7</p>	<p>7</p>	<p>栄養教諭1種免許状</p>
<p>栄養教諭1種免許状</p>	<p>8</p>	<p>8</p>	<p>8</p>	<p>栄養教諭1種免許状</p>
<p>栄養教諭1種免許状</p>	<p>9</p>	<p>9</p>	<p>9</p>	<p>栄養教諭1種免許状</p>

教育職員免許に関する規則（昭和49年京都市教育委員会規則第2号）新旧対照表

現 行		改正案		備考						
<p>第20条の3 免許法別表第8の規定により1種免許状又は2種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の規定の適用を受けるもの単位修得方法は、次の表のとおりとする。</p>	<p>受ける免許の種類</p>	<p>有することを必要とする学校の免許状</p>	<p>最低職に就く、又は、免許に在職する年数</p>	<p>最低単位数</p>	<p>左欄の単位数に含まれなければならない科目の単位数</p>	<p>教科に関する科目</p>	<p>保育内容の指法に関する科目</p>	<p>各教科の指法に関する科目</p>	<p>道徳、総合的な学習の時間及び生徒指導、担任指導等に関する科目</p>	<p>大学が独自に定める科目</p>
<p>幼稚園2種免許状</p>	<p>小学校教諭2種免許状</p>	<p>幼稚園普通免許状</p>	<p>1 2</p>	<p>10 7</p>	<p>10 7</p>	<p>10 7</p>	<p>10 7</p>	<p>7 5</p>	<p>3 2</p>	<p>3 2</p>
<p>中学校教諭2種免許状</p>	<p>小学校教諭普通免許状</p>	<p>中学校教諭普通免許状</p>	<p>1 2</p>	<p>11 8</p>	<p>11 8</p>	<p>11 8</p>	<p>11 8</p>	<p>7 5</p>	<p>2 1</p>	<p>2 1</p>

状	状	3	7	5	2	/	1	1	3
		1	6	/	3				
状	状	2	5		/	3	/	2	1
		1	9	6		6			
状	状	1	9	/	3	/	2	1	6
		2	6		2				
高等学 校教諭 普通状 許状	高等学 校教諭 普通状 許状	3	7	5	2	/	1	1	3
高等学 校教諭 1種状 許状	高等学 校教諭 1種状 許状	1	6	/	3	/	2	1	2
2	5	3	2						
中学校 教諭普 通状(2 種免許 状を除 く。)	中学校 教諭普 通状(2 種免許 状を除 く。)	1	9	/	3	/	2	1	6
2	6	2	4						

教育職員免許に関する規則（昭和49年京都市教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行

第21条 免許法施行規則第38項及び第39項の規定の適用を受け、免許法別表第3の規定により保健の教科について高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする者は、次の各号の表の規定の適用を受けようとする。

(1) 看護師国家試験合格者の場合

受けようとする免許の種類	在職年数	最低修得単位数	左欄の単位数に含まなければならない科目の単位数	
			教科に関する科目	教科又は教職に関する科目
高等学校教諭1種免許状	4	45	10	12
	5	40	9	11
	6	35	8	10
	7	30	7	9
	8	25	6	7
	9	20	5	6
	10	15	4	5
	11	10	3	4

(2) 看護師養成施設（修業年限2年）卒業者の場合

受けようとする免許の種類	在職年数	最低修得単位数	左欄の単位数に含まなければならない科目の単位数

改正案

第21条 免許法施行規則第38項及び第39項の規定の適用を受け、免許法別表第3の規定により保健の教科について高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする者は、次の各号の表の規定の適用を受けようとする。

(1) 看護師国家試験合格者の場合

受けようとする免許の種類	在職年数	最低修得単位数	左欄の単位数に含まなければならない科目の単位数		
			教科に関する専門的科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
高等学校教諭1種免許状	4	45	10	12	8
	5	40	9	11	7
	6	35	8	10	7
	7	30	7	9	6
	8	25	6	7	5
	9	20	5	6	4
	10	15	4	5	4
	11	10	3	4	3

(2) 看護師養成施設（修業年限2年）卒業者の場合

受けようとする免許の種類	在職年数	最低修得単位数	左欄の単位数に含まなければならない科目の単位数

備考

教育職員免許法施行規則の一部改正に伴い、教員免許状取得のため、大学の教職課程に修得すべき内容が改められたため。

状の種 類		教科に関する科 目	教職に関する科 目	教科又は教 職に関する 科目
高等学 1種免 許状	6	60	13	16
	7	55	12	15
	8	50	11	14
	9	45	10	12
	10	40	9	11
	11	35	8	10
	12	30	7	9
	13	25	6	8
	14	20	5	6
	15	15	4	5
	16	10	3	4

状の種 類	教	教科に関する専 門的事項に関す る科目	各教科の指導法に関 する科目又は教諭の 教育の基礎的理解に 関する科目等	大学が独自 に設定する 科目
高等学 1種免 許状	6	60	13	16
	7	55	12	15
	8	50	11	14
	9	45	10	12
	10	40	9	11
	11	35	8	10
	12	30	7	9
	13	25	6	8
	14	20	5	6
	15	15	4	5
	16	10	3	4

教育職員免許に関する規則（昭和49年京都市教育委員会規則第2号）新旧対照表

現 行	改正案	備考
<p>(旧国立養護教諭養成所卒業者の免許状申請書類)                      第25条 免許法附則第12項の規定により、免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。                      (1) 教育職員免許状授与申請書                      (2) 旧国立養護教諭養成所の卒業証明書</p>	<p>(旧国立養護教諭養成所卒業者の免許状申請書類)                      第25条 免許法附則第11項の規定により、免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。                      (1) 教育職員免許状授与申請書                      (2) 旧国立養護教諭養成所の卒業証明書</p>	<p>教育職員免許法の一部改正に伴い、同法附則が項ズレ(附則第11項が削除)</p>



教育職員免許に関する規則（昭和49年京都府教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正案	備考																								
<p>第1号様式（第23条—第25条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">番 号</td> <td style="width: 80%;">京都府収入証紙を は<u>っ</u>てく<u>だ</u>さい。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消 印</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">教育職員免許状授与申請書</p> <p style="text-align: center;">京都府教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">フリガナ氏名</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">◎</td> <td style="width: 20%;">生年月日</td> <td style="width: 30%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td>(電話)</td> <td>本籍地</td> <td>都 道 府 県</td> </tr> </table> </div> <p>私は、次のとおり免許状の授与を申請します。</p>	番 号	京都府収入証紙を は <u>っ</u> てく <u>だ</u> さい。	消 印		フリガナ氏名	◎	生年月日	年 月 日	現住所	(電話)	本籍地	都 道 府 県	<p>第1号様式（第23条—第25条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">番 号</td> <td style="width: 80%;">京都府収入証紙を 貼<u>っ</u>てく<u>だ</u>さい。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消 印</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">教育職員免許状授与申請書</p> <p style="text-align: center;">京都府教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">フリガナ氏名</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">◎</td> <td style="width: 20%;">生年月日</td> <td style="width: 30%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td>(電話)</td> <td>本籍地</td> <td>都 道 府 県</td> </tr> </table> </div> <p>私は、次のとおり免許状の授与を申請します。</p>	番 号	京都府収入証紙を 貼 <u>っ</u> てく <u>だ</u> さい。	消 印		フリガナ氏名	◎	生年月日	年 月 日	現住所	(電話)	本籍地	都 道 府 県	<p>教員免許更新制度により免許状所持者は旧免許状所持者と新免許状所持者に分類されたが、「有する教育職員免許状」を記載する欄を設けることにより、新・旧免許状の分類の事務処理を円滑に行うため。</p>
番 号	京都府収入証紙を は <u>っ</u> てく <u>だ</u> さい。																									
消 印																										
フリガナ氏名	◎	生年月日	年 月 日																							
現住所	(電話)	本籍地	都 道 府 県																							
番 号	京都府収入証紙を 貼 <u>っ</u> てく <u>だ</u> さい。																									
消 印																										
フリガナ氏名	◎	生年月日	年 月 日																							
現住所	(電話)	本籍地	都 道 府 県																							

免許状の種類	教諭	免許状
教科又は領域		

平成21年3月31日以前に授与された有効な免許状(臨時免許状を除く。)の有無(有・無)

宣誓

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓いたします。

署名

印

備考

教育職員免許法第5条第1項第3号 成年被後見人又は被保佐人

第4号 " 禁錮以上の刑に処せられた者

免許状の種類	教諭	免許状
教科又は領域		

有する教育職員免許状(臨時免許状を除く。)

免許状の種類	教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者

宣誓

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓いたします。

署名

印

備考

教育職員免許法第5条第1項第3号 成年被後見人又は被保佐人

第4号 " 禁錮以上の刑に処せられた者

第5号	第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者	第5号	第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
第6号	第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者	第6号	第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
第7号	日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する団体を結成し、又はこれに加入した者	第7号	日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する団体を結成し、又はこれに加入した者

第7号様式 (第26条—第28条、第31条関係)

番号	京都府収入証紙を 貼ってください。
	消印

教育職員検定申請書

年 月 日

京都府教育委員会 様

フリガナ氏名	生年月日	年月日
	本籍地	都道府県
現住所	(電話)	

私は、教育職員検定により、次のとおり免許状の授与又は特別支援教育領域の追加を申請します。

第7号様式 (第26条—第28条、第31条関係)

番号	京都府収入証紙を 貼ってください。
	消印

教育職員検定申請書

年 月 日

京都府教育委員会 様

フリガナ氏名	生年月日	年月日
現住所	本籍地	都道府県
	(電話)	

私は、教育職員検定により、次のとおり免許状の授与又は特別支援教育領域の追加を申請します。

教員免許更新制度により免許状所持者は、旧免許状所持者と新免許状保持者に分類されたが、「有する教育職員免許状」を記載する欄を設けることにより、新・旧免許状の分類の事務処理を円に行うため。

免許状の 種 類	
教科又は 追加する 特別支援 領域 根拠規定	
法第 条第 項第 号別表 備考第	

勤務校名

経由

宣 誓

私は、教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 7 号までに規定する者に該当しないことを宣誓いたします。

署名

㊟

備考

免許状の 種 類	教諭	免許状
教科又は 追加する 特別支援 領域 根拠規定		
法第 条第 項第 号別表 備考第		

勤務校名

経由

有する教育職員免許状（臨時免許状を除く。）

免許状の 種類	教科又は 領域	免許状 番号	授与年月 日	授与権者

宣 誓

私は、教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 7 号までに規定する者に該当しないことを宣誓いたします。

署名

㊟

備考

<p>教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号</p>	<p>成年被後見人又は被保佐人</p>
<p>第 4 号</p>	<p>禁錮以上の刑に処せられた者</p>
<p>第 5 号</p>	<p>第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者</p>
<p>第 6 号</p>	<p>第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上の処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者</p>
<p>第 7 号</p>	<p>日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する団体を結成し、又はこれに加</p>
<p>教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号</p>	<p>成年被後見人又は被保佐人</p>
<p>第 4 号</p>	<p>禁錮以上の刑に処せられた者</p>
<p>第 5 号</p>	<p>第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者</p>
<p>第 6 号</p>	<p>第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上の処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者</p>
<p>第 7 号</p>	<p>日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する団体を結成し、又はこれに加</p>

# 専門職大学・専門職短期大学とは？

平成31(2019)年度から、「専門職大学」「専門職短期大学」が開設されます。どのようなことを学ぶ大学なのか？ これまでの大学や専門学校とどのように違うのか？ など、新しいタイプの大学についてご紹介します。

## 「専門職大学・専門職短期大学」とは？

特定の職業のプロフェッショナルになるために必要な知識・理論、そして実践的なスキルの両方を身に付けることができる大学です。

教育課程(カリキュラム)は、産業界、地域社会と大学が連携して編成し、講義だけでなく、学内・学外での実習が豊富に組み込まれています。

卒業後は、即戦力の専門職として、そして現場の最前線に立つリーダーとして活躍が期待されます。さらに、専攻する職業に関連する他分野の学びとかけあわせることで、前例にとらわれないイノベーションを起こし、就職した業界や職業の変化をリードする人材が育つことも期待されています。専門高校で学んだ経験を活かしたい生徒の進路の一つにも期待されています。

## 例えば、このような分野での開設が期待されています

- 農業 ●情報 ●観光 ●医療・保健
  - ワールドジャンパ分野(マンガ、アニメ、ゲーム、ファッション、など、日本が強みとする諸分野のこと。)
- ※なお、6年制の教育となる分野(医学、歯学、薬学、獣医学)での開設はできません。

## 従来の大学や専門学校との違い

専門職大学・専門職短期大学では、従来の大学と専門学校の長所を取り入れて、理論にも裏付けられた「高度な実践力」「豊かな創造力」を身に付けることができます。

従来の大学

幅広い教養や専門性の深掘り、  
つく知識や技能そのものの習得  
(比較的に専門的でない教育)

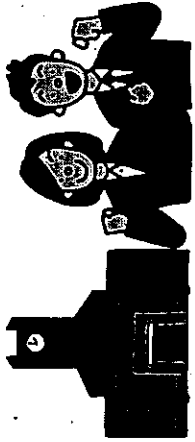
豊かな  
創造力

専門職大学・専門職短期大学

高度な  
実践力

専門学校

特定の分野に特化した実践的な教育  
と専門性の深掘り(実践的な教育)



## 「専門職大学・専門職短期大学」の5つの特徴

### 授業の3分の1以上は実習・実技

▶豊富な実習で、就職後に役立つ高度な「実践力」を身に付ける

### 理論と実践をバランスよく学ぶ

- ▶理論に精通した研究者と、各業界の現場経験豊富な実務家の両方から授業を受けられる
- ▶原則40人以下の少人数授業

### 超・長期の企業内実習で現場を体験

- ▶学外の企業・診療所等での実習は、通算600時間以上(4年制の場合)実際の現場で知識と技術を学び、問題解決できる思考力も養う
- ※1日あたり8時間、週5日で実習を行った場合、3~4ヶ月(15週間)が学外実習期間

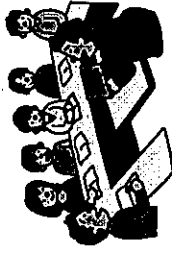
### 専攻する職業に関連する他分野も学び、応用力を身につける

- ▶一つの専門にとどまらない学びにより、新しいアイデアを生み出せる人材、就職した業界・職業の変化をリードする人材になれる

### 大学卒(短大卒)の学位がとれる

- ▶卒業生には「学士(専門職)」「短期大学士(専門職)」の学位が授与される
- ▶大学卒(短期大学卒)の人材として就職や大学院進学、留学ができる

既存の大学の一部の学部・学科でも、同様の教育上の特徴を持った「専門職学部」「専門職学科」の開設が可能となります。



# 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案について(概要)

## 0. 教育職員免許法の改正(平成28年11月)

法律上の科目区分を統合(総単位数は変更なし)

**【教諭】** ①教科に関する科目、②教職に関する科目、③教科又は教職に関する科目 ⇒ 教科及び教職に関する科目  
**【養護教諭】** ①養護に関する科目、②教職に関する科目、③養護又は教職に関する科目 ⇒ 養護及び教職に関する科目  
**【栄養教諭】** ①栄養に係る教育に関する科目、②教職に関する科目、③栄養に係る教育又は教職に関する科目 ⇒ 栄養に係る教育及び教職に関する科目

## 1. 施行規則改正の基本的な考え方

平成27年12月21日中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」で示された教職課程の見直し  
のイメージに基づき、科目及び科目に含めることが必要な事項を改める。養護教諭・栄養教諭は教諭の見直しのイメージを準用する。

## 2. 施行規則上の科目区分の大括り化

**【教諭】**現行は8つの科目(法律上の科目区分を含む)

- ①教科及び教科の指導法に関する科目(領域及び保育内容の指導法に関する科目)、②教育の基礎的理解に関する科目、
- ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、④教育実践に関する科目、
- ⑤大学が独自に設定する科目

※①については、教科(領域)の内容と指導法を併せて取り扱う科目の開設が可能に。

**【養護教諭/栄養教諭】**現行は8つの科目(法律上の科目区分を含む)

- ①養護/栄養に係る教育に関する科目、②教育の基礎的理解に関する科目、
- ③道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目、④教育実践に関する科目、
- ⑤大学が独自に設定する科目

## 3. 施行規則上の事項の改正

<新たに独立した事項を設けるもの>

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得)、総合的な学習の時間の指導法

<事項の内容を追加するもの>

チーム学校への対応、学校と地域との連携、学校安全への対応、カリキュラム・マネジメント、キャリア教育

※保育内容の指導法、各教科の指導法、教育課程の意義及び編成の方法、教育の方法及び技術、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法にはアクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること  
各教科・保育内容の指導法については、情報機器及び教材の活用を含むこととする

<大学の判断により事項に加えることを可能とした内容>

学校インターンシップ(学校体験活動)(幼稚園・小学校・中学校の教諭、養護教諭は2単位まで。高等学校教諭、特別支援学校教諭は1単位まで。)※教育実習に学校体験活動の単位を含めた場合、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位の流用はできない。



# 教員免許更新制とは？ (全校種共通用)

～平成21年4月からスタート～ 修了確認期限・有効期間の満了日をご確認願います。

● 国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校で教育職員(※)として勤務する方は、この案内を各自で大切に保管し、修了確認期限を忘れないようご注意願います

※教育職員：教育職員免許法第2条第1項に規定する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(非常勤講師・臨時的任用教員含む)。

## 免許状更新講習について

免許状更新講習の受講期間に、合計30時間以上の講習を受講・修了していただく必要があります。

30時間のうち、「教育の最新事情などの必修領域」を12時間以上、「教科指導、生徒指導などの選択領域」を18時間以上、受講・修了する必要があります。

免許状更新講習は、大学などを中心に全国で開設されています。

具体的な講習内容については、文部科学省ホームページや、開設する大学等のホームページなどで確認できます。受講の申し込みは、受講する大学等へ直接お申し込みください。

## ◎新免許状と旧免許状の違いは？

平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状は、新免許状といい、10年間の有効期間が付されています。

新免許状を持つ方は、各自の免許状に「有効期間の満了の日」が記載されていますので、満了の日の2ヶ月前までに、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に免許状の有効期間更新の申請をおこなわなければなりません。

一方、平成21年3月31日以前に授与された免許状を旧免許状といい、旧免許状をお持ちの方を、旧免許状所持者といいます。この方は平成21年4月1日以降に新たに免許状が授与されても旧免許状所持者の扱いです。

旧免許状所持者の方は、生年月日によって各個人に修了確認期限が割り振られており(※裏面表1・2)、免許状更新講習を受講・修了し、修了確認期限の2ヶ月前までに、免許管理者に更新講習修了確認申請を行わなければなりません。

## 教員免許更新制のおおまかな流れ

# 流れ

最初の修了確認期限(各自が必ず表1・表2をご確認ください。)もしくは有効期間の満了日を確認

各自が文部科学省や大学のホームページなどを確認して、受講したい免許状更新講習を選択

各自が各大学等に受講申し込み(受講申込書で各大学校長等から教員であることを証明してもらいます。)

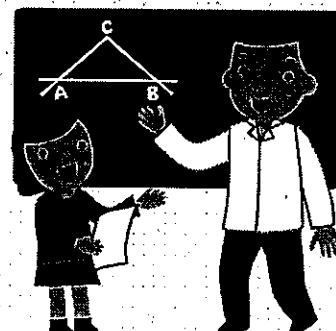
90時間以上の講習の修了(課程の一部である場合は別)した場合は、各大学等から修了認定(修了認定)され、修了証明書(修了証明)が発行されます。

各自が文部科学省や大学のホームページなどを確認して、受講したい免許状更新講習を選択

免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書(もしくは有効期間更新証明)が発行されます。

次の修了確認期限・有効期間の満了日(10年後)まで待つているすべての教員免許状が有効です。

今回の修了確認期限・有効期間の満了日(平成21年3月31日)



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

(表1)

○平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方(栄養教諭免許状を持つ方を除く)の最初の修了確認期限

Table with 4 columns: 生年月日, 最初の修了確認期限, 免許状更新講習の受講期間及び申請期間, 次回の修了確認期限. Rows list birth date ranges and corresponding license renewal periods.

(表2)

○平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方(栄養教諭以外の職にある方も該当します。)の最初の修了確認期限

Table with 4 columns: 免許状を授与された日, 最初の修了確認期限, 免許状更新講習の受講期間及び申請期間, 次回の修了確認期限. Rows list issuance dates and corresponding license renewal periods for nutrition teacher licenses.

(表2の見方)

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間をご確認ください。例1、平成17年3月20日に栄養教諭免許状を授与された栄養教諭の方は、①の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成28年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間となります。

教員免許更新制に関する Q&A

Q1. 長期の病気休暇中や介護休業などにより、受講できない場合は、どうしたらいいのでしょうか？

A. 長期間の病気休暇、産前産後の休業、育児休業、介護休業の間中である場合には、各自の修了確認期限もしくは有効期間の満了日の2ヶ月前までに、免許管理者への申請を行うことにより、修了確認期限を延期することができます。また、海外の在外教育施設に勤務している場合や大学院で専修免許状取得のため勉強中といった理由でも、延期することができます。

Q2. 養護教諭や栄養教諭も、教諭と同じ講習を受講することになるのですか？

A. 必修領域については、受講対象者の区別はありませんが、選択領域については、現在の職に応じて、受講する講習が異なります。例えば、現在、小学校教諭の職にある方の場合、対象職種が「教諭」の講習を受講する必要がありますが、養護教諭の職にある方の場合、対象職種が、「養護教諭」となっている講習を受講する必要があります。

Q3. 免許状更新講習の受講が免除されるのは、どのような人ですか？

A. 校長(園長)、副校長(副園長)、教頭など指導的立場にある方は講習の受講を免除される可能性があります。受講免除を受けるためには、各自の修了確認期限もしくは有効期間の満了日の2ヶ月前までに、免許管理者に受講免除の認定申請を行うことが必要です。

※現職教員の方は、勤務する学校が所在する各都道府県教育委員会が免許管理者となります。申請手の詳細等は、各免許管理者までお問い合わせください。

あなたのお持ちの教員免許状は何ですか？

Table with 4 columns: 授与者名(都道府県名), 免許状の種類, 教科又は領域, 授与年月日. Example row: (記入例) 東京都, 中学・一種, 国語, S55.3.30.

非常勤講師や臨時的任用の教員はどうすればいいのですか？

旧免許状を所持し、修了確認期限の時点で教諭等の職にある場合には、免許状更新講習を受講・修了する義務があります。そのため、免許状更新講習を修了せずに修了確認期限を経過した場合、免許状は失効します。その後、教諭等の職で勤務を継続する場合は、非常勤講師や臨時的任用教員の方であっても、修了確認期限までに免許状更新講習を受講し、都道府県教育委員会に申請する必要があります。

修了確認期限の時点で教諭等の職にない場合には、免許状更新講習を受講・修了する義務はなく、修了確認期限を経過しても、免許状は失効しません。修了確認期限時点で教諭等の職にない方が、更新講習を修了せずに修了確認期限を経過してしまった場合、その後、教諭等の職につくためには、教壇に立つ前に更新講習を修了し、都道府県教育委員会に申請することが必要です。



教員免許更新制



http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/koushin/index.htm

【お問い合わせ先】

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室
メールアドレス:menkyo@mext.go.jp
03(5253)4111 内線3572、3573